

世帯票及び年収・貯蓄等調査票について

2019 年全国消費実態調査の世帯票及び年収・貯蓄等調査票について、第 5 回分科会における調査内容の検討を踏まえ、それぞれ別紙 1 及び 2 のとおり案を作成した。

なお、第 5 回分科会では、ロングフォーム調査とショートフォーム調査で異なる様式の調査票案を作成していたが、実査事務に煩雑さが生じないように調査票の構成を見直し、ロング・ショート共通の様式としている。

1. 世帯票について

世帯票について、2014 年調査からの主な変更点は以下のとおりである。

世帯票（案）の前回調査からの主な変更点

	2014 年調査	次回調査（案）
氏名	<u>各世帯員及び家計を主に支える 3 か月以上不在の家族の氏名を記入</u>	削除 <u>世帯の人数を記入</u>
電話番号	<u>問合せ用の電話番号を記入</u>	削除
労働時間	—	ふだんの 1 週間の就業時間を記入 (ユージュアル方式)
育児休業の取得の有無	調査日時点を含む範囲で取得の有無を記入し、有りの場合は期間を記入	削除
<u>勤め先又は自営事業</u>	<u>各世帯員について、勤め先の名称・事業の内容・本人のしている仕事の内容、勤め先の企業区分及び規模を記入</u>	<u>世帯主の仕事についてのみの記入とし、名称及び事業の内容については削除</u>
就学状況	在学者の就学状況について、学校の種別及び国公立・私立の別を記入 また、各種学校・塾などへの通学状況を記入	学校の種別のみの記入とし、在学者の状況に加え、卒業者の最終卒業学校を記入 各種学校・塾などへの通学状況については削除 様々な事情でいずれの学校にも在学・卒業していない場合を考慮した選択肢の設定 <u>※選択肢「大学」と「大学院」の分離（第 5 回分科会時点案からの変更点であり、前回調査からは変更なし）</u> <u>選択肢「短大・高専」への「旧制高」の表記追加</u>

	2014年調査	次回調査（案）
介護をしている状況	自宅内外の介護をしている状況について記入	削除
要介護・要支援認定の状況	40歳以上の世帯員全員について、要介護・要支援認定の状況を記入	各世帯員の状況を記入するのではなく、世帯の中に要介護・要支援認定を受けている人が何人いるかを記入
子の住んでいる場所	近居の子1人について、住んでいる場所を記入	削除
被災に関する事項	過去5年間の被災状況について記入	削除
単身世帯の形態	「単身赴任」、「出稼ぎ」、「その他」のいずれかを記入	「単身赴任」と「出稼ぎ」を統合
住居の延べ床面積及び住居の敷地面積	現住居及び現住居以外の住宅及び土地の面積について、小数第一位まで記入	面積は整数で記入
住居の所有関係	選択肢「借間」	「借間」は「民営の賃貸住宅」に含む
住居への入居時期	持ち家以外の世帯について、住居への入居時期を記入	削除
設備の有無	住居に元々備え付けられている設備について記入	削除
月々支払っている家賃及び住宅ローン	－	－ ※ショート様式の年収・貯蓄等調査票から、世帯票に移管（第5回分科会時点案からの変更点）

※下線は、第5回分科会時点案からの変更点

〔変更についての考え方〕

（1）氏名及び電話番号の削除

第5回分科会において提示したショート様式の調査票では、記入の忌避感を小さくするため、氏名や電話番号を削除する案で提示していた一方で、ロング様式では家計簿の審査上、氏名が必要であると整理していた。しかしながら分科会での検討を踏まえて、「被服及び履物」及び「授業料等」について分類を簡素化するのであれば（第5回資料3、第3回資料2-2）、「誰のものか」を記入する必要がなくなり、氏名による審査が不要となる。これを前提に様式の共通化を行い、ロング・ショートの両方の調査において、氏名及び電話番号を削除した調査票を使用することとしたい。

なお、氏名を削除したことに伴い、世帯員の記入漏れを防ぐ観点から、最初に世帯の人数を尋ねる項目を設けている。

(2) 勤め先又は自営事業に関する設問の見直し

2014年調査では、世帯員ごとに、勤め先又は自営事業に関し、「名称」、「事業の内容」、「本人のしている仕事の内容」及び「勤め先の企業区分及び規模」を調査していたが、調査世帯の忌避感が強い調査項目（特に勤め先の「名称」及び「事業の内容」）である一方、統計利用における家計収支との関係は、世帯主及び職業に関する分析が中心である。このため、設問対象を世帯主のみとし、また、勤め先の「名称」及び「事業の内容」については削除することとしたい。

(3) 介護をしている状況の削除

「介護をしている・介護をしていない」の設問による介護の有無の判断は、主観によるところが大きく、介護に要する時間や介護している者の状況（要介護等の程度、世帯内外の別・距離等）は多種多様であり、家計収支との関係の分析、家計構造の解析に用いる項目としては不明確・不明瞭な点が多く、行政機関による施策策定での利用も見られない。家計収支に関連する世帯の介護状況については、客観的な把握が可能な「要介護・要支援認定者の有無」を引き続き残すこととし、本項目については削除することとしたい。

(4) 世帯内の要介護・要支援認定の状況を記入

2014年調査では世帯員ごとの要介護・要支援の認定状況を調査していたが、統計利用においては、世帯内の要介護・要支援認定者の有無又は人数と家計収支状況との関係性の分析を目的とした利用であり、世帯主との続柄等の世帯員の属性と家計収支の関係性を分析するものではなく、次回調査において引き続き世帯員ごとに調査する意義は乏しい。また、各世帯員に対して要介護・要支援の認定状況を調査することは、よりプライバシーに踏み込んだ設問となる。このため、次回調査においては、世帯員ごとではなく、世帯内の要介護・要支援認定者の有無及び人数を調査する設問とすることとしたい。

(5) 単身世帯の形態の選択肢を統合

本調査は10月時点の調査であることもあり、「出稼ぎ」に該当する者は極めて少なく（2014年調査では、単身世帯の集計世帯数4,561世帯のうち「出稼ぎ」を選択したのは14世帯）、また、家計調査の世帯票では2018年調査から「単身赴任」と「出稼ぎ」の選択肢を統合する改正を行っている。このため、次回の全国消費実態調査においても、家計調査の改正を踏まえ、「単身赴任」と「出稼ぎ」の選択肢を統合することとしたい。

(6) 面積を整数値で記入

住居の延べ床面積や敷地面積は、住宅及び宅地の資産額を推計するために調査して

いる項目であるが、整数値にしても推計額にはほとんど影響しないため、整数値での記入とすることとしたい。

(7) 住居の所有関係の選択肢「借間」を「民営の賃貸住宅」に含む

2014年調査では、住居の所有関係別の結果表において、民営借家と借間をまとめて表章しており、また、家計調査の世帯票では2018年調査から「借間」単独の選択肢は設けず、「民営の賃貸住宅（借間を含む）」という選択肢に見直しており、次回の全国消費実態調査においても、当該見直しを踏まえ、家計調査と同様の「民営の賃貸住宅（借間を含む）」という選択肢にすることとしたい。

(8) 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローン返済額の項目の追加

月々支払っている家賃及び住宅ローンについての調査項目は、ショート様式の年収・貯蓄等調査票に追加した事項であるが、世帯票に移し、ロング・ショート様式の共通化を図ることとしたい。

2. 年収・貯蓄等調査票について

年収・貯蓄等調査票について、2014年調査からの主な変更点は以下のとおりである。

年収・貯蓄等調査票（案）の前回調査からの主な変更点

	2014年調査	次回調査（案）
社会保障給付	公的年金・恩給以外の社会保障給付は「(10)その他の年間収入」に含めて記入	「社会保障給付金」の項目に記入
企業年金・個人年金受取金	「企業年金・個人年金受取金」の金額をまとめて記入	「企業年金」と「個人年金受取金」に項目を分け、それぞれに金額を記入
その他の年間収入	「その他の年間収入」の金額を記入	あわせて「その他の年間収入」に当たるものの具体的な名称を記入
仕送り金	「Ⅰ 年間収入について」の「(9)親族などからの仕送り金」の項目に金額を記入	「Ⅱ 仕送り金について」の項目で、「(1)親族などから仕送りをしてもらった額」と「(2)親族などに仕送りをした額」を記入
貯蓄現在高①	ゆうちょ銀行等と銀行等を分けて現在高を記入	ゆうちょ銀行等と銀行等の区別をつけずに現在高を記入
貯蓄現在高②	合計の内訳として、「外貨預金・外債・外国株式」の現在高を記入	削除
貯蓄現在高③	株式や債券の項目に投資信託を含めて記入 (3) 貸付信託・金銭信託（額面） (4) 株式・株式投資信託（時価） (5) 債券（額面）・公社債投資信託（時価）	投資信託を独立した金融資産として項立てして記入 (3) 同左 (4) 株式（時価） (5) 債券（額面） (6) 投資信託（時価）
月々支払っている家賃及び住宅ローン	—	— ※ショート様式の年収・貯蓄等調査票から、世帯票に移管（第5回分科会時点案からの変更点）

※下線は、第5回分科会時点案からの変更点

〔変更についての考え方〕

「その他の年間収入」の具体的な名称を記入

試験調査において「その他の年間収入」欄に自由記入欄を設け、その具体的な名称を記入してもらったところ、記載された内容のうち、「年間収入」には該当しないもの（退職金、土地などの財産売却によって得た収入、相続した預貯金などの一時的な収入）が 35%、本来は別の欄に記入するものを記入していたものが 52%で、全体の 87%が本来「その他の年間収入」欄に含めるべきでないものを記入していたということが判明した。（具体的な内容については、資料 1 を参照。）したがって、「その他の年間収入」の記入誤りを正しい内訳で集計するために、年収・貯蓄等調査票の「その他の年間収入」欄にも具体的な名称を記入する欄を設けることとしたい。